

泉南アスベスト国会通信

●大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

1陣控訴審判決、8月25日14時に言い渡し

去る6月1日、1陣控訴審がすべての審理を終え、8月25日14時に判決が言い渡されます。控訴審は、2月22日に国が和解協議を拒否したため、4月18日には裁判官が初めて現場を訪れ、旧石綿工場と近隣農地や住宅との位置関係の事実上の検証を行い、5月12日には5名の原告尋問と結審弁論が行われ、早期結審、判決に向けて審理が進められてきました。

70年前から国自身の調査によって被害発生が確認されながら、国が規制や対策、被害救済を長期に亘って放置するなかで甚大な被害が発生した泉南アスベスト、国は、「知っていた」



「裁判所は再び国の責任を明確に」と訴える原告、支援者たち(5月12日大阪地裁周辺)

「でき」た」でも「や」らなかつた」、国の責任は明確です。控訴審判決でも、その責



4月18日、事実上の現場検証が行われた。(泉南市新家)

任が明確にされ、今度こそすべての被害者を救済する判決が下されることを確信

しています。

2陣訴訟も、大阪地裁での審理が大詰めを迎え、6月15日にすべての原告尋問が終了し、10月26日に結審することが確定しました。

いよいよ泉南アスベスト国賠は、判決、全面解決に向けて大きな山場を迎えています。

国民のいのちや健康を守るためにも

わが国では、1000万トン近くの石綿が輸入され、その多くが建材に使われてきました。東日本大震災の被災地でも、石綿がむき出しになった建物が多数見つかっています。

被災地をはじめアスベスト被害から国民のいのちや健康を守るためにも、国の責任は重大です。国には、これほどまで広がったアスベスト被害の責任をきつぱりと認め、全面的な被害者救済を行うとともに、これ以上の被害を発生させない万全な対策が求められています。

再び国の責任を明確にする判決を

一日も早い被害者救済へひきつづくご支援をお願い致します。



原告の解決要求

- ① 国の責任の明確化と被害者への謝罪
- ② 国による正当な賠償(判決の水準を基本にした損害賠償)
- ③ 原告全員(第1陣訴訟・第2陣訴訟)の一括解決
- ④ 国による解決金の支払い
- ⑤ 原告以外の泉南アスベスト被害者の救済

泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

●大阪・泉南アスベスト国賠訴訟原告団 / 弁護団

シリーズ

原告たちの声を聞いてください

お腹の内側を竹槍で突かれているような痛み

泉南アスベスト国家賠償請求原告 山田 哲也さん



父、故山田英介は、昭和8年に生まれ、平成15年4月27日、悪性腹膜中皮腫のため70歳で死亡しました。

父は、17歳から29年間、泉南の三好石綿で働きました。石綿製品(石綿布、石綿糸、保温材)や石綿原料を工場から搬出入する受け払いの仕事や石綿製品を梱包する仕事を行っていました。勤務時間は、朝8時頃から夜8、9時頃でした。忙しいときには、仕事が深夜にも及ぶこともありました。

父は、もともと重い病気になったことは一度もありませんでした。毎日散歩をし、プールにも毎日のように通い、山登りやハイキングによく行きました。

ところが、平成13年、散歩の途中で動けなくなりました。突然電話で、「背中と胸が苦しい。咳も止まらない。ペットボトルに水を入れて持ってきてくれ。」と知らせてきました。

平成13年12月から何回もの入院。検査を繰り返して、原因がはっきりしたのは、平成14年11月からの4度目の入院でした。

悪性腹膜中皮腫という病気が、石綿を扱う仕事をしている人がよくなる病気です。」と説明してくれました。三好石綿を退職してからです。何十年も経っていたので、「石綿」という医師の言葉は、あまりにも意外過ぎることでした。

父の病状は悪化の一途を辿っていきました。腹水のせいで、腹部は、まるで浮き輪をしているような形で、いびつに膨らんでいました。抗がん剤の副作用で嘔吐が止まらず、ろくに食事も摂ることができま

その後、自力で食事を全く摂ることもできなくなり、点滴だけになりました。唯一口にする事ができるのは、水だけでした。父はみるみるやせ細っていきました。

母の懸命な看病の甲斐無く、父の病状はとどまることなく日に日に悪くなつていきました。15年1月中頃に、腹膜の腫瘍の肥大により内臓を圧迫して、便がとまり、胆汁を嘔吐するようになりました。腹部の痛みも増し、「お腹の内側を竹槍で突かれてるみたいや。」と言いま

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟とは

大阪府泉南地域では、約100年にわたって石綿紡織業が発展し、戦前から地域ぐるみのアスベスト被害が広範囲に深刻に進行しました。2006年5月、石綿工場の元従業員や家族、近隣住民などが、アスベスト被害について国の責任を問う全国初の国賠訴訟を提起。2010年5月19日、大阪地裁は国の責任を認め、26人に総額約4億3500万円の賠償を命じました。国が控訴したため原告も控訴し、第1陣訴訟(被害者26人)が大坂高裁に、第2陣訴訟(被害者33人)が大坂地裁に係属中です。高裁は被告国に、和解協議に応じることがを問いかけたが国は拒否。6月1日にすべての審理を終了し、8月25日に判決。2陣訴訟は10月26日結審が決定しました。提訴後すでに4人の原告が死亡しています。

(2011年6月20日現在)

母は父を一生懸命、看病していました。父は、夜に母がいないことに気付くと、不安がって、母の名前を呼びます。母は、夜は毎日のように病院に泊まり込み、朝になって家事をするために自宅に戻

平成15年4月27日に亡くなりました。父は文字通り掛けがえのない存在でした。数年経つたいまでも心にぽっかりと大きな穴が空いたような気持ちです。国は、アスベストの利便性だけを優先し、労働者への配慮を怠ったことを認め反省してください。